

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第 76 号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

第6条第3項第3号中「幼児（）の次に「第29条第2項の表及び」を加える。

第29条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表を次のように改める。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	入所時の健康診断、定期の健康診断 又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。